

足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺の
まちづくりに関する基本協定の一部を変更する協定書

足立区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び東武鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、令和4年3月31日付けで締結した「足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定」（以下「原協定」という。）第四条に定める有効期間を更新することとし、次のとおり原協定の一部を変更する協定（以下「本変更協定」という。）を締結する。

第一条 原協定第四条中「令和7年3月末日」を「令和9年3月31日」に改める。

第二条 本変更協定は、本変更協定の締結日から有効とする。

本変更協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年2月28日

甲 足立区

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区長 近藤 弥生

乙 独立行政法人都市再生機構

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治

丙 東武鉄道株式会社

東京都墨田区押上一丁目1番2号
常務執行役員
生活サービス創造本部長 岩瀬 豊